常滑市農業委員募集要領

**１　募集人数**

　　16人

※農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含む

**２　任期**

　　令和５年７月20日から３年間

**３　主な職務内容**

（１）農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査

（２）担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等

**４　身分**

常滑市の特別職の非常勤職員

**５　委員報酬**

　　月額　17,500円

**６　推薦を受ける者及び応募する者の資格**

　　農業に関する見識を有し、農地等の地用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

　　ただし、次のいずれかの項目に該当する者は除きます。

（１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（３）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

**７　推薦及び応募に係る手続き等**

　　推薦は、委員にふさわしい者を個人、法人又は団体が推薦するものとし、応募は自ら委員の募集に応募するものとします。

規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により提出してください。

　　なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

（１）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 個人が推薦する場合 | 様式第１号・推薦を受ける者の住民票及び宣誓書 |
| 法人又は団体が推薦する場合 | 様式第２号・推薦を受ける者の住民票及び宣誓書 |
| 応募する場合 | 様式第３号・応募する者の住民票及び宣誓書ああ |

　※上記書類様式第１号～第３号及び宣誓書は、常滑市経済振興課に設置しています。

　また、常滑市のホームページからもダウンロードできます。

（２）提出方法・提出先

　　提出書類は、持参又は郵送により、下記問い合わせ先へ提出してください。

（３）受付期間

　　令和５年３月１日（水）午前８時30分から令和５年３月31日（金）午後5時15分まで【期限内必着】

（４）その他

　・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

**８　選任方法**

　　常滑市農業委員会委員候補者選考委員会が、候補者の選考を行い、結果を市長に報告します。

　　市長は、選考委員会の選考結果を参考に農業委員候補者を選定し、市議会の同意を得たうえで任命します。

**９　情報の公表**

　　募集期間の中間及び終了後に、常滑市ホームページで以下の内容を公表します。あらかじめご了承ください。

（１）推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別

（２）推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件

（３）候補者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

（４）推薦又は応募の理由

（５）候補者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

（６）候補者の数及びそのうちの認定農業者等※の数

　　※認定農業者等とは

　　　①認定農業者

　　　②認定農業者である法人の業務執行役員又は重要な使用人

　　　③認定農業者に準ずる者（下記ウ・オ・キの者が法人の場合は役員等）

　　　　ア 認定農業者であった者 　イ 認定農業者の経営に参画する親族

　　　　ウ 認定就農者 　エ 集落営農の役員 　オ 人・農地プランの中心的経営体

　　　　カ 指導農業士・青年農業士・女性アドバイザー 　キ 基本構想水準到達者

**１０　問い合わせ・申込書提出先**

　○常滑市経済部経済振興課

　　〒479-8610　常滑市飛香台３丁目３番地の５（常滑市役所２階）

　電話　　　　0569-47-6118

　ファックス　0569-34-9784